

令和2年度 瑞穂市障害者自立支援協議会

第2回全体会

- 開催年月日 令和3年2月17日（水） 総合センター5階 第1～3会議室
- 開 会 13時30分 / 閉会 15時00分
- 出席委員 安藤 邦章 ・ 牛丸 真児 ・ 宇野 睦子 ・ 加藤 央 ・
玄 景華 ・ 塩谷 岳二 ・ 伴 典行 ・ 林 たつ美 ・
棚瀬 友美 ・ 児玉 太 ・ 中島詩絵里 ・ 林 善太郎 ・
畑中 信造 ・ 上野 敦子 ・ 飯沼 博美
15名
- 欠席委員 国枝 武俊 ・ 杉本 千代 ・ 豊田 浩充 ・ 松本 深香 ・
森 敏幸
5名
- 瑞穂市障害者自立支援協議会事務局
健康福祉部長 平塚 直樹 ・ 福祉生活課長 栗田 正直 ・
福祉生活課 藤橋 克年 ・ 福祉生活課 桂川 伸哉

【議 題】

- 1 市の障がい福祉に係る状況について
 - ①瑞穂市第2期障がい者総合支援プランの策定及びパブリックコメントの実施結果について
 - ②基幹相談支援センターの設置（案）について
 - ③令和3年度の障がい福祉について
 - ・手話奉仕員養成講座について（本巣市・山県市・北方町との合同開催）
 - ④障害者及び自閉症週間について
 - ・障害者週間（令和2年12月3日～令和2年12月9日）
 - ・自閉症週間（令和3年4月2日～令和3年4月8日）
 - ⑤市内の福祉事業所等について
- 2 自立支援協議会の運営等について
 - ①自立支援協議会内規（案）の制定について
 - ②自立支援協議会委員の任期について

3 各部会の進捗状況について

- ①くらし部会 (児玉 部会長)
- ②子ども部会 (林 部会長)
- ③相談支援部会 (牛丸 部会長)
- ④プロジェクトチーム

4 その他

会議の内容 (抜粋)

1 開会 13:30

司会 定刻となりましたので、これより令和2年度瑞穂市障害者自立支援協議会第2回全体会を開会いたします。

本日の会議は、委嘱委員20名中、出席者15名で過半数以上となりますので瑞穂市附属機関設置条例第8条の規定に基づき本協議会は成立いたします。

会議に先立ちまして、まず会長の玄様から開会のご挨拶をよろしくお願いいたします。

2 挨拶

会長 委員のみなさま、こんにちは。

瑞穂市障害者自立支援協議会の第2回目の全体会を開催させていただきます。本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

特に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出中という中ですので、極力感染に気を付けながら進めていきたいと思います。本日は、色々な報告事項がございます。活発な質疑応答も含め、スムーズに審議の方を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございました。ではこれより議事に移らせていただきます。これからの議事進行は瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項に従いまして、会長でございます玄委員様に議長の方をお願いすることになります。ではよろしくお願いいたします。

4 議事

会長 ご指名をいただきましたので、本協議会の議長を務めさせていただきます。協議会の進行になにとぞご協力をよろしくお願いいたします。

まずは、会議録について審議をさせていただきます。事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 会議録の作成方法や確認方法について３点ほどご提案をさせていただきます。まず１点目は会議録を要点筆記とさせていただきたいと思います。次に２点目は発言した委員の氏名は実名ではなくＡ委員、Ｂ委員というように記載をさせていただきたいと思います。３点目は作成した会議録の確認方法につきましては会長、副会長に確認をしていただき了承を得てから会議録として公開とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 ただいま事務局の方からご提案ございましたが、何かご意見等ありますでしょうか。特になければ事務局のご提案に賛成の方挙手をお願いいたします。

《全員挙手》

会長 ありがとうございます。全員挙手ということでありますので本委員会の会議録につきましては要点筆記とし、発言した委員の氏名は記載しないこととします。会議録は会長、副会長の了承を得て公開することとさせていただきます。

それでは早速ではございますが、議題の方に移らせていただきます。まず議事の１ということで、市の障がい福祉に関わる状況についてから順次進めてまいります。（１）瑞穂市第２期障がい者総合支援プランの策定及びパブリックコメントの実施結果について事務局の方から説明を求めます。事務局よろしくお願いします。

事務局 それでは資料に基づき説明させていただきます。

《資料１を基に説明 ＊説明部分省略》

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明でいかがでしょうか。資料の１は、事前に皆様方に郵送をさせていただいております。先週、最後の第５回の福祉計画策定委員会がございました。承認されて、製本にかかっているという状況であります。何か追加のご質問とか内容等ありますでしょうか。

来年度からの３か年計画ということになります。かなりボリュームのある支援プランが出来上がったと思っております。策定委員会の中でも、結構いろんな議論がございました。今まで色々なプランがあっても検討するという文言だけで終止しておりましたので、かなり市の方も少し突っ込んで前向きな対応がこの中にも含まれております。ただ、ご説明がありましたように、今年度までは、目標としていたことが実施できていないところもございます。これについ

ては、また自立支援協議会の中でもいろいろ議論を積み重ねていきたいと考えております。

いかがでしょうか。今回はこのプラン自体の修正、訂正はできませんが、あとはこの時期、令和6年度以降また新たな計画が立ち上がりますので、ぜひ前向きなご意見等いただければと思いますので。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。これは製本ができ次第、また各委員に郵送いただくということでよろしかったですか。発送はいつぐらいになりますか。

事務局 契約期間が3月25日までになっておりまして、その前の1週間前ぐらいに納品していただく予定でおります。そのため、3月中には発送できるものと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。それではよろしいでしょうか。次は議事の1の(2)の基幹相談支援センターの設置(案)について事務局の方からご説明を求めます。事務局よろしくお願いいたします。

事務局 それでは資料に基づき説明させていただきます。

《資料2を基に説明 *説明部分省略》

会長 ありがとうございました。ただいまのご説明について何かご質問等ありますでしょうか。自立支援協議会の中でも、この基幹相談支援センターの設置を要望させていただいておりました。ただ、もとす広域連合の方では対応をしないということで、結果的に、瑞穂市単独での基幹相談支援センターの設置ということになりました。

いかがでしょうか。資料2、表裏ございますが、ご助言等ご質問ありますでしょうか。体制につきましては、これは瑞穂市直営でやっていただくということで、福祉生活課内に設置をする形になります。担当職員は精神保健福祉士を充てるということで、これは実際にはもう募集はされていますでしょうか。それともどなたか該当の職員の方はおられますか。

事務局 現状ですと、精神保健福祉士が2名おります。内訳としましては正規の職員で1名と、会計年度の職員の1名で合計2名の精神保健福祉士がおります。

会長 これは基幹相談支援センターの職員は兼任でも大丈夫ですか、それとも専任でないとだめとか、その点についてはどうでしょうか。

事務局 兼任でも大丈夫です。

会長 ありがとうございます。この令和3年4月から開始する予定になっております。いかがでしょうか。資料のとおり、基幹相談支援センターには、1から4の大きな項目がございます。密接に繋がっているという形になりますが、まず瑞穂市の方は障がい者の相談の入り口となる総合相談を重点的に進めていきたいという旨のお話がありました。

いかがでしょうか。自立支援協議会の方でもサポートをしていきたいと思えます。もしできれば事務局会で基幹相談支援センターの設置に関わる打合せや運営等に係る審議等のサポートができればいいかなと考えておりますが、これは市の方はいかがでしょうか。

事務局 基幹相談支援センターと自立支援協議会というのは、全く関係ないものではなく、密接に関わっていくことが重要だと思います。ご提案のとおり、今後、事務局会でも案件に上げて、基幹相談支援センターと連携していくことが大事だと思っております。

玄会長 ありがとうございます。A委員、どうぞ。

A委員 基幹相談支援センターの役割について、今、お話がありました総合相談、専門相談、重点のところの一番下のところで、自立支援協議会の活用ということの表現があります。今、会長さんがおっしゃったように、連携との表現が適切ではないかと考えます。活用というのは何か少し意味合いが違うのではないのでしょうか。その表現を別の文言に変えたほうがいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。こちらにつきまして見直しをさせていただければと思います。

会長 ありがとうございます。自立支援協議会の中のどこでこの基幹相談支援センターと関わるかというところは、大きな課題になりますので、とりあえずは事務局会、各部会の部会長と私、会長の委員で関わらせていただくということで、まずはよろしいでしょうか。また、新たに運営のためのチームを立ち上げるとかというのもちっと難しいので、まず事務局会の中で少し話し合っているながら進めたいと思います。ただいま、ご意見をいただきました自立支援協

議会からの助言、あるいは連携が非常に重要になってきますので、各部署との連携を強化していきたいと思っておりますので。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この点につきましては、来年度以降の自立支援協議会の全体会の中で、進捗状況等の報告をさせていただきたいと思います。また、委員の皆さんから何かご意見があれば、とりあえず市の方にご連絡いただければと思います。4月以降からですのでなかなか事務のことも含めて、少しずつ進めていかなければいけないかなと思います。ハード面もそうですし、財政と、人材に関しては福祉生活課に2人の精神保健福祉士の方が見えるということなので、その方も含めて支援センターの方を充実させていきたいと思います。事務局、どうぞ。

事務局 少し補足ですけれども、先ほど、会計年度職員もこの基幹相談センターに入ってくるといことでご説明申し上げました。この自立支援協議会の方に、基幹相談支援センターの職員も混ざってくることがあるかと思っておりますので、またその節はどうぞよろしくお願いいたします。

玄会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。この件につきましては何かご意見等ありますでしょうか。B委員、どうぞ。

B委員 よろしく願いいたします。基幹相談のことは今年の4月から予定ということで、まだ決まっていない部分も大きくあると思いますが、イメージとしては、基幹相談というものは、本当に幅広い相談の窓口になると思います。そういった相談を、部会に窓口から降ろしていくというようなイメージですか。

事務局 そうですね。部会の方とも連携させていただこうと思います。相談事例として各部会の方に上げさせていただければなと思っております。自立支援協議会の運営方法とか関係性も含めまして、まだ具体的には決まっていない部分もありますが、そういった事例等も各部会に上げていければと思います。

会長 ありがとうございます。相談に関しては、どういう流れで行くかとかを話し合っていないと、なかなか難しいところがあると思います。瑞穂市内には4つの相談事業所がございますし、瑞穂市周辺にも多くの相談事業所もございます。あとは、ここの自立支援協議会にも事業所所属の委員もみえますので、そのような方を含めて相談の流れとかまで検討していければと思いますので。よろしくお願いいたします。

他いかがですか。よろしいですか。では、ありがとうございました。これは

本当によやく念願がかなって、まずは瑞穂市単独ということで、ぜひこれから頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは続きまして議事の１の（３）の令和３年度の障害福祉についてということで事務局の説明を求めます。事務局よろしくお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。

《資料なし ＊説明部分省略》

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明で、なにかご質問等ございませんでしょうか。質問ですが、養成講座を終えて終了証をいただいた方が、何か現場で、いろんなところで手話の依頼があったとかそういう実態はどうでしょうか。わかる範囲で結構ですのでご説明ください。

事務局 すいません。活動されているかどうかの把握はしておりません。

玄会長 ぜひ色々なところ、特に、公的機関で活躍されるといいかなと思います。他よろしいでしょうか。

それでは続きまして議事の１の（４）になります。障害者及び自閉症週間についてということで、こちら事務局の方から説明を求めます。事務局よろしくお願いします。

事務局 それでは資料に基づき説明させていただきます。

《資料３を基に説明 ＊説明部分省略》

玄会長 ありがとうございます。ただいまの報告の方でいかがでしょうか。何かご質問ありますでしょうか。これはプロジェクターで望楼ですかね。これはこの内容が映写されたということでよかったですか。

事務局 そうですね。資料３が、パソコン方で作成した資料になります。こちらのものを、一定時間おきにスライドして映写をいたしました。

会長 これは今度、自閉症週間の場合は、若干文言が変わりますかね。

事務局 そうですね。内容につきましては、またこれからではありますけれども、お

そらく変わってくると思います。

会長 はい。いかがでしょうか。ご質問等ありますでしょうか。
それでは次に進ませていただきます。それぞれ議事の１の（５）になります。
市内の福祉事業所等についてということで事務局からの説明を求めます。事務局
よろしく願いいたします。

事務局 それでは資料に基づき説明させていただきます。

《資料４を基に説明 ＊説明部分省略》

会長 いかがでしょうか。資料の４を見ていただければと思います。訪問日中活動、
児童、相談、居住、短期、地域ということで、全部で２９の事業所がございま
す。

あとは、市内の事業所で利用できないサービスというのはこの下の方に黒星、
これが障がい福祉サービスです。それから白抜きの星印が障がい児サービス。
今のところは市内で利用できないサービスとなっております。ずらっといろん
なサービス項目が上がっております。特に何か漏れとかございませんでしょ
うか。今どんどん新しくできているところもございますので。よろしいでしょ
うか。

それでは次に進ませていただきます。続いての議事の１の（６）その他とい
うことでございますが、こちらの方は特に用意はございませんが、各委員の皆
さんから追加の発言、あるいはご報告等ございましたらお受けしたいと思いま
すが。よろしいでしょうか。

それでは先に進ませていただきます。今度は議事の２ということで、自立支
援協議会の運営等について移っていきたいと思います。（１）自立支援協議会の
内規案というということでこれは以前からちょっと議論、第１回の全体会でも
話をさせていただきました。一部ちょっと修正がございましたので、こちらも
事務局からの説明を求めたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

事務局 それでは資料に基づき説明させていただきます。

《資料５を基に説明 ＊説明部分省略》

会長 ありがとうございました。これまで、協議会の中の運営に関する規約とい
うのが全くございませんでしたので、今回、内規という形で案として提案をさせ

ていただいております。いかがでしょうか。

基本的には自立支援協議会については瑞穂市附属機関設置条例に基づいて立ち上がっていますが、運営についてということで、協議事項については第3条のところで（１）から（６）までを自立支援協議会の中で検討していくということになります。（１）はこんな事例、地域の現状、課題とずっとありまして、（６）がその他、地域の障がい福祉に関して必要な事項という6項目にわたっております。

第4条が全体会ということで、これは自立支援協議会を審議、運営する原則的な会議になります。2回以上開催するという風にさせていただきます。

各委員の皆様方にはこういう委員会の出席の手当とか、交通費はこの全体会に出席された方のみになります。あとは基本的にはボランティア活動というような形になっております。

それからあとは第5条のところが事務局会の設置をさせていただきます。会長、副会長と各部会、各部会は今3部会ございますので部会長と合わせて、これは随時開催をします。必要に応じて会長が招集しますが、いろんな審議事項、検討事項を行っていく形になります。これは特に全体会開催前には必ず事務局会を開催します。

それからあとは第6条が、ここが部会、委員、その内容等を規定しております。第6条に関しては今3部会ございますが、この自立支援協議会の委員と、委員以外の専門性のある方から各部会は構成をするということになります。ただ、委員以外の、特に障がい福祉の専門的な知見を有する者も含めてですが、これは基本的には事務局会で協議して、全体会で承認を得るということになります。そのため、全体会は年に2回しか開催がございませんので、その際に事前に事務局会の方にご連絡いただいて審議をしていきたいと思っております。

部会の定員ですが、人数はちょっとはつきり何人がいいかというのはちょっと議論になりました。とりあえず15名以内ということで部会の構成要因としていきたいと思っております。また、部会の各部会長につきましては、その当該部会に属する委員による互選で部会長を選んでいただくこととなります。部会については年1回以上開催する。当然、複数回やっていただいてももちろん問題はありません。

それから、プロジェクトチームは以前に全体会で承認をいただきました。これはいろんな協議事項についてより具体的に、集中的にということで、今回放課後デイの取り扱いについて今プロジェクトチームで今審議をしております。そういう内容でチームの定員は一応10名以内、それで構成員は事務局会でもこれは協議をし、全体会で承認を得て、会長が指名するという形になっております。プロジェクトチームは、代表を各構成員の互選で選んでいただきます。

そのプロジェクトチームの経過あるいは結果等は全体会で報告をさせていただきます。設置期間は原則的に設置から1年とするということになっております。

あとは第3条が個別支援会議についての記載があんまりなかったのでここに挙げさせていただきました。自立支援協議会と各個別支援会議が非常に密接な関係がございますので、個別支援会議の簡単な運営の仕方を書いてあります。

第9条は報酬、第10条は一応各委員の個人情報についての、他に漏らしてはならないとなっております。

最後に内規については運営等、これはまた変更、追加等が多分出てくると思いますので、これにつきましては全体会に諮って検討していきたいと思います。

以上が内規ということになりますが、各委員の皆様方からいかがでしょうか。ここはよく分からないとか、何か気になる点とか、とりあえずまずはルールづくりということもございますので、これを諮っていただいて、順次過不足がありましたら、また修正あるいは訂正をしていきながら進めていきたいと思いますが。いかがでしょうか。各委員の人数、部会が15名、プロジェクトチームが10名という形になっていきますが、よろしいでしょうか。

副会長 だいが審議が始まってから時間が経っておりますが、時間が経つほどに練りあがってきたという思いがあります。1つですね、第8条の第2項ですね。この個別支援会議は、そのスキームの中では非常に重要な位置にあるのですが、相談を受けた委員という表現ですね。相談を受けた委員が招集するというのがいいのか。例えばこういう問題点があると気が付いた人が、関係者が集まっていただいて審議をするみたいなね。そういう形態もあるのだろーと思います。この相談を受けたというところの言葉。なにか自発的に個別支援会議がいるぞというふうに思ったら開けるようにしておいた方がいいと思います。ただ、どのような表現が良いか思いつきません。

事務局 ありがとうございます。自立支援協議会のこの、やはり今、副会長さん言われました自発的に、自立的に行っていくのが本来の役割だと思いますので、ちょっと適切な文言になるようにちょっと見直しさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

玄会長 ここはどうでしょうか。相談支援部会のC委員、何かご意見はありませんか。ここの個別支援会議は、相談を受けた委員が招集をし、会議の議長となると。ここのところはなかなか幅広くという、委員じゃない人が招集する場合もどうですかね。

C委員 我々の業務の中で個別支援会議というのは名称としてはなくて、普段、困った事例が起きたときに開く会議は、相談員が開くケース会議、担当者会議とかそういうのがあります。しかし、これは相談員以外が会議を開いても悪いことではなくて、委員が知っている人が困っていて、相談を受けて、関わっている人はちょっと集まろうよというのもそれはそれでありだし、いいことではないかなとは思いますが。自由な在り方を追求していくといいのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。ここの文言だけでもうちょっと検討していただいて、それで案を取っていただいて、内規を執行していきたいと思いますが、他いかがでしょうか。何かご追加の質問とかご指摘事項等ありますでしょうか。では、とりあえず協議会の方はこれをもとに運営させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

資料5の2も、体制というところも同じように見ていただければと思います。ここも特に大きな変更点はないと思いますので、よろしくお願いします。

それでは(2)の自立支援協議会の委員の任期についてということで、こちらの方も事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは説明させていただきます。

《資料なし *説明部分省略》

会長 ありがとうございました。3年任期ですが、令和2年度の任期が8月20日までということになっておりますので、よろしくお願いします。

また、いずれにしましても4月任期からちょっと異動等あると思いますので、その点も含めて来期よろしくお願いをしたいと思います。これについては何かご質問等ありますでしょうか。

各部会も3月末ではなくて部会活動も継続できれば8月までもちろん開催していただいても結構だと思いますので。事務局もよろしいですね。8月末までということ。

事務局 そうですね。年度をまたいでいただいても部会の活動として活動していただければ大丈夫です。

会長 はい。そういうことでよろしくお願いします。

それでは続いて、議事の方は3番目になります。各部会等の進捗状況についてということで、各部会からの報告をお願いしたいと思います。

まず、くらし部会長からお願いをしたいと思います。

D委員 では失礼します。くらし部会の進捗の報告でございますけれども、今年度、最初の全体会でもお話をさせていただきましたように、大きくは2点ございました。

1点は生活支援拠点がどういうものなのかということで、研修や視察をするということと、それからもう1点は成年後見制度の従事者の理解を深めるということで、今年はちょっと考えさせていただいていたわけでございます。1点目の生活支援拠点の方ですけれども、こちらは研修、先進自治体を見て回りたいということだと思っていただいておりますけれども、コロナの状況もありまして、結果的には実現はできませんでした。

もう1点の成年後見制度についてですが、10月30日に皆様にもご参加いただきましたが、くらし部会の研修会ということで、一般社団法人の岐阜県社会福祉会の岡川さんを講師に迎えまして、制度のご説明をしていただきました。

資料の6ですけれども、こちらをご覧くださいますと、その結果のことを若干まとめさせていただいております。参加者については47名ということで委員の皆様をはじめ、市内事業所、関係団体、それから市役所や社協の職員、それから特別支援学校の担当の方でちょっと聞きたいという方をお声掛けさせていただきまして、参加をしていただいた次第でございます。

2ページ目をめくっていただきまして、その中で分かったことは何でしょうかというような、詳しくこれから知りたいことですね。ということの中では、今後その成年後見のこととして中核機関のことですとか、後見人の仕事ということで、これから少しかつこういうところに広げて、知りたいというようなことも結構あったように思います。

その他ですね。こういうご意見や、今後どのような後援会があるといいですかということのご要望もうかがっているということでございます。

この状況をちょっと鑑みましてですね、来年度に向けては、この自立支援の協議会として、今後の取り組み方をやっぱり引き続き認識していくのが大事じゃないかなと考えているところでございます。特に今回やりました中核機関の成年後見の業務については、来年度そういう業務の一部を地域福祉課、うちの社協の方で委託を受けてやるということもございまして、徐々に話をこれから進めていかないとけないなというところでございます。

皆様のご意見を伺いながら今後のくらし部会の研修内容でありますとか、そういう方針というのを、ご意見をお聞きしながら考えていきたいところでございますけれども、来年としては、特に何も、中心としては総合相談センターの中に中核機関ということでございますので、そういうこととタイアップしまし

て、もう少し深めていくようなことができればいいのではないかなという風に私の所では個人的には思っている次第でございます。

もしこの会議ですね、特にこういうところが聞きたいとか、こういうことがいいよということでお伺いできればまた教えていただきたいなと思いながらこの会のご報告とさせていただきます。以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのくらし部会の方からのご報告をいただきましたが、何かご質問等ありますでしょうか。

昨年末ですかね。成年後見の研修会、講演会を実施させていただいております。アンケート集計ということで、なかなか啓発活動、研修会が特にコロナのこともありまして開催が難しいですが、なるべくこういう形でいろんな講演会、研修会を開催できればと思います。

他にいかがでしょうか。くらし部会の方で提案とか、あるいは各委員の方で何かご意見があれば、ぜひ市の方を通じてくらし部会の方に提言していただければと思います。くらし部会、基本的には日中支援居住支援と、権利擁護等の問題点の協議を持っていただく部会になっております。かなり幅が広いので、何か課題があればぜひお声掛けしていただければと思います。どうですか。よろしいですか。ではありがとうございます。

それでは引き続きまして子供部会の方お願いします。部会長の方よろしくお願いします。

E 委員 よろしくお願いします。資料の方は資料7という風に書かれているものです。活動報告としてまとめさせていただいている資料に基づいてお話をさせていただきます。

子ども部会の方ですが、第1回の部会を昨年の11月19日に瑞穂市役所の方で開催しております。合わせて先ほどの資料5のところで、自立支援協議会の構成図みたいなものがあったと思いますが、そこでは、子ども部会の担う役割として、途切れのない支援、それからサポート強化事業、医療的ケア児支援の協議の場というようなところをテーマとしています。そのため、今年度も瑞穂市内でお子さんに関わる事業所、それから教育委員会の先生方や保健師さん、福祉課の方に集まっていただき、普段どんな業務に携わっているかというような、それぞれの場所でのお子さんに関わる事業や活動のご報告等をいただいて交流を行ったというのが第1回の子ども部会の内容です。

参加いただいた委員さん13名のそれぞれ所属と、お話しいただいた内容の要点をここの資料にまとめさせていただいています。児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの事業所、それから本巣特別支援学校の先生方の方からの

お話、そして今年度新しく4月から開所されている立葵の教室の方からも新たに委員さんに入っていて、どんな活動をしているかということをご報告いただいています。

行政の関係で教育委員会の方では学校教育課で、これから就学を迎えるご家族に向けて相談会を実施している事例や、活動報告等だけではなくて、どんなことが課題になりそうかというところの問題提起で、最近、瑞穂市では外国人のお子さんについて増えてきているという報告がありました。幼稚園、保育園に就園してみえるお子さんだと早い時期から保健師さんとか、あと幼児支援課の方で把握をしていただいて必要な支援が入っているのですが、小学校に入学する段階になって初めてこういうお子さんがいたのだという風にわかるケースも増えてきているとのこと。文化の違い等から、学校に上がるまでの間は家庭で過ごしているという事情があるのかどうかはちょっと分かりませんが、そういった背景があるのかなということで、今後、そういったことを課題に挙げていけるといいのかなという話がありました。

子育て相談パンフレットですが、お子さんのことに関する心配事や悩み事があった時に、どんな相談機関があるかということについて記載してあります。ここに挙げてある健康推進課とか、幼児支援課とか、学校教育課とか、こういった事業所があるよということをまとめたパンフレットになりますが、そちらを昨年度作らせてもらったことがあり、それを活用していけるといいかなという話題も出ていました。

医療的ケア児の現状についてというところについては、瑞穂市にお住まいのお子さんと17歳になっている方ですが、呼吸器機能障がいという風で身体障害者手帳、療育手帳等を所持されている方の具体的な事例報告をご紹介いただき、状況を知ることができたという次第です。

そして、第2回の子ども部会を、今年に入った2月5日、今月の最初に開催を予定していたのですが、ちょっと緊急事態宣言が出たことによりまして、お子さんが通われている事業所であることもあり、ちょっと今回は延期、または中止ということにさせていただいています。

次年度、またお子さんが実際に児童発達支援や放課後等デイサービスということでお子さんの支援に携わっていただいているタチアオイの教室さんの方に実際の指導の場の見学と、そちらの先生の話进行を伺う予定であったので、開催できなかったことは非常に残念ではありますが、次年度、またそういった機会ができればいいなと考えております。以上です。

会長

ありがとうございました。ただいまの子ども部会からのご報告がございました。資料7で第1回の子ども部会の詳細な資料が上がっております。第2回は

今年2月5日の予定でしたが、コロナのこともあり中止になっております。

いかがでしょうか。何かご質問あるいはご追加等ありますでしょうか。いろんな子どもに関わる事業所の方々が各委員で関わっていただいております。部長の方からいろいろ問題点もご指摘いただきましたので、あとはもう1つは医療的ケア児につきましては、これは子ども部会の中に協議の場を設置しております。2点目のところにケア児の状況ということで、こちらでも事例の報告をさせていただきます。順次協議をしていただきながらということで、国の方は確か医療ケア児についてまずは議員立法で現在、確か審議されておりますので、意外と国の方が先に進んでいくのかもしれませんが。各地域の中で医療的ケア児をどういう風に対応するかというのが大きな課題になるかなと思いますね。

いかがでしょうか。何かご追加等ありますでしょうか。では、なければどうもありがとうございました。

それでは続きまして相談支援部会の方お願いしたいと思います。部会長よろしく申し上げます。

C委員 相談部会もコロナの影響があり、開催頻度が減少しまして、6月5日と9月18日と12月18日の3回の開催になりました。内容はこれまでの様に事例検討による瑞穂市の障がい福祉の課題表出に努めまして、今回は毎年やっております、事例検討の総括にあたる事例分析というのをまとめてみました。資料の8です。

すべてを読み上げたいところですが、お時間の都合と緊急事態宣言下ということもありますので、自粛して省略したいと思います、ぜひみなさんのお時間のある時に目を通していただければと思います。以上です。

会長 ありがとうございました。これは4ページほどに、3ページと別紙1枚ということですからかなり短くまとめていただいております。ぜひお目通しいただければと思いますが、個別の本当に困難事例はたくさんあります。事務局会の方でも検討させていただきました。大分類でそれぞれ暮らしとか日中活動とか、そこでの問題点での課題の多さといいますか、それで検討をしております。5ページ目のところの考察が少し載っています。なかなかやっぱり障がい福祉制度の周知が必要ということで、まだまだいろんな連携とか支援体制がちょっと十分できていないところがあります。だからこれは自立支援協議会も含めて、瑞穂市の福祉のベースの部分の部分を少しずつ上げていければと思いますので、考察のところはぜひお読みいただければと思います。

一番下の放課後デイサービスについては、のちほどプロジェクトチームから

の簡単な報告がございます。こういうところも含めて課題、問題点を対応していきたいと思います。

相談支援部会の報告に何かご質問とかございますか。よろしいでしょうか。どうぞ。

A委員 よろしいですか。別紙のところを簡単に。この後、取りまとめをどういう風にされていくか。簡単に結構なので。

C委員 これはもともと一宮の野崎さんという方が、以前、瑞穂市で講演会をされた方ですけれども、その方にどうやって取り組まれているかということをお聞きしました。その際、いただいた資料を基に、瑞穂市のところをその他というのを各項目に追加したというところです。

それで野崎さんがこれをつくられたときの根拠は、WHOの背景因子とかが書かれている資料、カテゴリ分類されたものになります。よろしいでしょうか。

小分類の横の課題がそれぞれの課題で、1事例につきそれに該当すると思った場合はチェックを入れていきます。それで最終的に年度を通して合算した合計値がここの小分類、大分類にかかってきて、くらしの課題が瑞穂市は多いのではないかとということが数値で分かりやすいようになっています。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。本当は資料8を読んでいくといいのかなと思いますが、時間の関係もございますので、ぜひお目通しいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは部会の方の報告はこれで終了したいと思います。それでは次の(4)のプロジェクトチームの報告ということで、これは昨年年第1回の全体会でプロジェクトチームを認めていただきました。一応そのプロジェクトチームの代表といえますか、チーフに子供部会長が就任しておりますので、ご説明よろしく願いいたします。

E委員 ではプロジェクトチームの現状についてお話させていただきたいと思います。子ども部会長をさせていただいているということもあり、プロジェクトチームの方の代表もさせていただいております。ご報告ですが、12月18日金曜日にプロジェクトチームの会合を開くことができっております。そこで協議したことや今後の方向についてお話したいと思っています。

先ほど資料5の1のところプロジェクトチームの設置の要件、要綱について、定員についてですとか、いろんなことが書かれていたのですが、そのことに基づいてプロジェクトチームの委員さんというのを決めさせていただいて、

会長さんの方で指名していただいています。代表は子ども部会長がさせていただき、相談部会長にも入っていただいています。今日、会議は欠席されていますが、岐阜本巣特別支援学校の支援センター長にも入っていただいています。そして相談部会の部会員でもあるグリーン相談支援事業所の方にも入っていただいて、プロジェクトチームの会議ということを開催しています。

先ほどの相談部会の資料8の考察の下の方にも書いていただいています、放課後等デイサービスにかかる実態調査及び適正利用に向けての課題の抽出と方向性を見出していくということがこのプロジェクトチームのテーマといいですか、役割になってくるのかなという風に思っています。

どこの市もそうなのですが、お隣の本巣市さんですとか、北方町さんですとか、岐阜市の方等もそうだと思いますが、幼児期に療育が必要であって、児童発達支援事業所等を利用していたお子様が、小学校入学と同時に小学校の中でも特別支援教育や、通級指導教室等で教育を受けていく機会ができてくるのですが、療育の場の継続ということで、放課後等デイサービスの利用が始まり、そうした事業所もどんどん増えていくことによりサービス合戦になっていく現状もちょっと見受けられ、保護者としても放課後、学校が終わってからの預かりの場を求める声が多く、本当に適正利用ができているのかどうかという疑問が出てきています。

どの市でもこういった取り組みされているのかなという風に思うのですが、瑞穂市の方でも、その現状どのぐらいの人数の方がどんな思いを持たれて保護者の方が利用しているのかですとか、事業所側へのアンケートや聞き取りなんかもして行けたらいいなと思っております。

そうした中でまずは利用者の保護者の方に向けてアンケート調査を実施したいなという風で準備をしています。本当はこの全体会の時までにはアンケート調査の実施ができて、報告がまとめられると、と思っておりましたが、子ども部会2月の頭のところもちょっと中止させていただいたり、プロジェクトチーム自体も上手に開催できていなかったりしたこともあるので、現在決まっているのはそこまですべてになっています。

プロジェクトチームの設置期間は原則的に設置から1年ということですが、できましたら次年度も継続してこのことに取り組んで、実態把握のご報告、また課題抽出やその対策についてというところまで考えていけたらなという風に思っております。

あと、プロジェクトチームのメンバーには福祉生活課からも2名出席していただいております、6人で協議検討させていただいております。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。資料はございませんが、途中経過報告をさせていただきます。今月初めの時に新聞報道等ございました。かなり私もびっくりしたのですが、不正請求が本当に多くて、実態としてチェック機能がほとんどないということで億単位の不正があったという。4月から一応報酬改定がございしますが、放課後デイのサービス報酬自体が1割削減されるという状況で、ちょっとやっぱり放課後デイに対する見方がちょっと厳しくなっているのかなと思います。

もちろん適正で必要な放課後デイサービスはどんどんやっていただければいいと思いますが、やはりその見直し等をプロジェクトチームで、一度検討を重ねておりますのでよろしくお願いします。何かご意見等ありますでしょうか。ちょっと難しい問題だとは思いますが、やはりプロジェクトチームの一定の見解を出したうえで、全体会で審議、承認していただいて、あとは市の方でその放課後デイの運営に関して指導力を発揮できればとは思っています。

あとは今回自立支援協議会の内規の問題もありまして、プロジェクトチームの委員の委嘱等がちょっと遅れました。それでコロナのこともありましてなかなかプロジェクトチームの委員会開催もできないという状況がございまして、設置期間を内規では原則1年ということですが、もう1年、令和3年度の末、全体会2回ぐらいまでの範囲の中でプロジェクトチームの活動をご了解いただければと思いますが、これにつまましていかがでしょうか。協議会でちょっと承認だけはいただきたいと思いますが、よろしいですか。ありがとうございました。一応この放課後デイに関するプロジェクトチームはもう1年活動を伸ばしていただいて、お願いしたいと思います。

プロジェクトチームについての報告は以上ですが、何か他にこういう問題についてということが何かございましたら。これは事務局会でも検討しますし、全体会の各委員の皆様方でやはりこれは何か課題があるだろうというのがあれば、ぜひ上げていただければと思いますので。特に何かございませんでしょうか。成年後見の問題とか。障害、差別等の問題、いろいろあると思いますが、また何かご意見ありましたら市の方までよろしくお願ひしたいと思います。

ではプロジェクトチームについてはよかったでしょうか。それではその他ということで、事務局の方から何かございますか。

事務局

その他になりますが、次回の自立支援協議会、令和3年度となりますが、第1回の全体会の日程等になります。先ほど委員さんの任期が令和3年の8月20日までという風にお話をいたしました。このため、委員さん、もしかすると変わっていらっしゃるかもしれませんが、令和3年8月20日を過ぎた令和3年8月下旬での開催を予定したいと思いますがいかがでしょうかということが

1 つです。

玄会長 ずいぶん先になりますが、8月20日までの任期になります。できれば8月23日の月曜日からの週で第1回の全体会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。23日の月曜日、24日の火曜日、25日の水曜日、この辺あたりを候補としたいと思いますが。皆さんいかがでしょうか。月、火、水のいずれかで、今のところはいいいと思いますが。市の方では、予定等は特に何かございませんか。

事務局 そうですね。今のところ具体的に何か入っていますというのは特にございませんので、この場で決めていただいてもいいですし、また後日ということでも大丈夫です。

会長 では、23日の月曜日の午後でよろしいでしょうか。何かご都合悪い方いらっしゃらないですか。では8月23日の午後1時半からということになりますが、令和3年度の第1回全体会ということで予定をします。場所等はまたご連絡いただけるということでよろしいでしょうか。

事務局 そうですね。また会場につきましてはこちらの方から連絡させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。そのほか、ちょっと1件ちょっと申し遅れました。部会のメンバーですが、相談支援部会の方から追加の部会員をお願いしたいということでこちらC委員からお願いしたいと思います。

C委員 相談部会というのは事例検討を通して先ほど説明したみたいに課題を表出するので、瑞穂市の利用者をたくさん持っている相談事業所を委員にしてお願いしているところです。それで今回、瑞穂市にヒューマンハートという相談事業所ができましたので、そこの相談員にぜひ参加していただきたいなと思います。まだ施行前ですけど、先ほどの内規を見ますと、全体会の承認を得る必要があるということなのでぜひお諮りいただければなと思います。

玄会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。相談支援部会の部会員の追加ということで、資料4のサービス事業所の中の27番目のところに当たります。主に障害児の相談を受けております。次回の全体会になりますと8月になりますので、すいませんここでご承認いただければと思いますが。よろしいでしょ

うか。では一応全員ご承認ということでありがとうございました。相談支援部会の方は事業所の担当の方のお名前だけ連絡いただいて、お願いしたいと思います。

それでは以上ですが各委員の皆様方から何かご追加。どうぞ。

F 委員 手話講習についてですが、今年どこになっているのかちょっとお尋ねしたいのですが。当番制じゃないですか。順番性で。

事務局 瑞穂市と次が山県市ですね。山県市さんになります。瑞穂市で後期講座を前半に開催いたしまして、次に山県市さんが後半に前期をやられます。

F 委員 本巢市が後期だったのですか。

事務局 今年度に後期をやられました。

F 委員 後期ですね。はい。わかりました。

玄会長 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。何かご追加のご報告等でも結構ですので。よろしいでしょうか。

それでは何も無いようですので、これで第2回の全体会の方は終了したいと思います。どうも本当にありがとうございます。それでは事務局の方よろしくをお願いします。

司会 では会長様をはじめ委員の皆様におかれましては、長時間にわたり慎重なご審議の方をいただきましてありがとうございました。以上を持ちまして本日の委員会の方を閉会させていただきます。お帰りの際は交通事故等にお気をつけてお帰りください。本日は誠にありがとうございました。

相談支援部会 個別支援会議事例分析

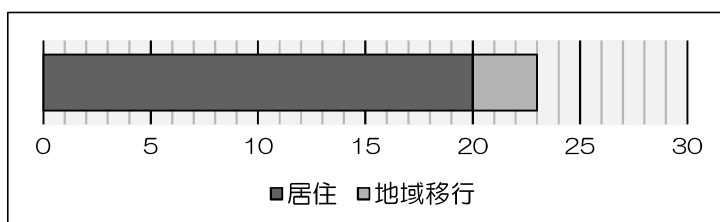
対象期間 令和2年4月から令和3年3月まで

はじめに

検討した事例の生活機能と背景因子について分析する。課題82項目を大分類9項目と小分類19項目にまとめ、検討した事例の該当した課題を統計的に数値化した。詳細な件数は別紙に記す。ここでは各分類で多かった課題や、特に対応が必要と思われる内容について報告する。

大分類「くらし」

障害福祉サービスの利用をせず、長期間を在宅ですごしてきた、いわゆるひきこもり状態の障害者はとても多い。そのようなひきこもり状態の障害者が、養護者の入院などをきっかけに危機的状況となり、緊急支援が必要な事例が複数みられた。いずれも緊急性、切迫性を伴うが、死亡した事例もある。そのような事態は、事前の障害福祉サービスの利用で防止されるが、障害福祉サービスに対する不知や不信感が妨げになっている。障害福祉制度の周知と理解が求められる。



また、それらは養護者である親が高齢となり、養護できなくなる事態に苦慮して初めて発覚するケースが多い。しかし、その時点まで障害者の存在を隠匿していた、と思われる事例もある。相談は養護者本人の他、地域住民や民生委員などから、市役所、社会福祉協議会などへ行われるが、隠匿していた場合は、地域住民や民生委員が気づかないこともあり得る。その際に養護者本人から相談がなければ、危機的状態に陥りながらも発覚しない事態となる。相談先の周知が必要である。

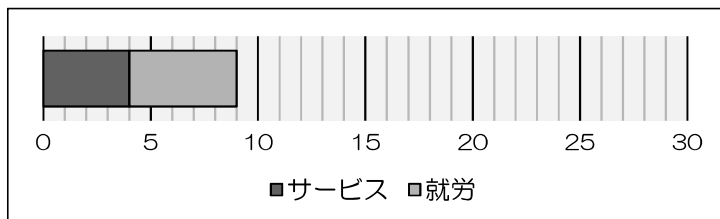
障害者同士が養子縁組し、一種のコミュニティ化している、支援対象が多数で多職種連携が必須となる非常に複雑な事例があった。事例は愛着障害による支援困難を極め、車中泊で居住そのものを喪失し、緊急時の支援を含め多くの課題項目に該当した。

ゴミ屋敷の事例も多い。ゴミ屋敷の清掃自体はボランティア団体の協力で解決するが、生活困窮者の場合はゴミ処理費用の問題が発生する。さらに、他者に頼ることが自立を阻害するため、結果としてゴミ屋敷を繰り返す精神障害者の事例もあり、ボランティアやヘルパーの支援では単純に解決できない。また、ゴミ屋敷などの劣悪な家庭環境が子どもの就労を妨げる、貧困スパイラルが懸念される事例もあった。

大分類「くらし」は、他の大分類よりも多く該当した。特に小分類「居住」に含まれる課題「障害特性に適した暮らしの場の確保」、課題「不衛生、ゴミ屋敷等の環境の問題」、課題「介護者亡き後の支援」、課題「緊急時の支援」が、それぞれ多数該当した。

大分類「日中活動」

先に述べた愛着障害の事例は、就労継続支援A型、B型を数カ所利用したが、いずれも男女問題などで利用を中止し、就労が継続しない。このような場合、一般就労、福祉的就労に限らず、例えば触法障害者を受け入れる



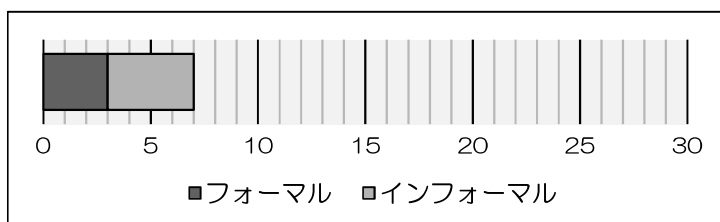
ような理解と包容力、指導力のある就労先が望ましいが、瑞穂市には見つけられない。愛着障害のように、境界型パーソナリティ障害を持つ障害者は多い。本人たちに見合った就労が望まれる。

就労継続支援A型には軽作業が多く、難病の障害者と就労先のマッチングができない事例があった。事例では、エンジニアを希望して大学で学ぶなど高いスキルを持つが、一般企業の障害者雇用には繋がらない。医療的な配慮が必要の場合は、さらに選択肢が限られる。障害者就業・生活支援センターとの連携などにより、企業に対する特定求職者雇用開発助成金の周知等、就労先の開拓が必要である。

障害児の居場所の問題は依然存在する。障害児が学童保育、保育所ですごせない場合、放課後等デイサービス、児童発達支援が目的と違いつつもそれを担うべきなのか。放課後等デイサービスに係る実態調査プロジェクトチームの報告が待たれる。

大分類「余暇社会参加」

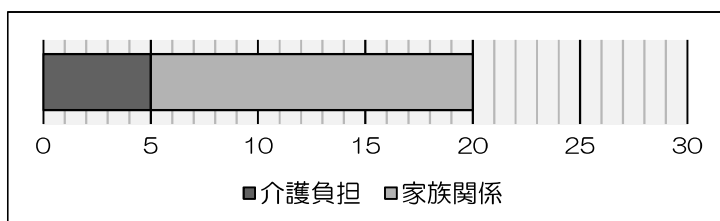
先の難病の事例では、就労に伴う通勤費の助成がない問題もある。知的障害、精神障害などには助成が存在する。また、難病そのものには障害者手帳がないため、交通機関独自の割引も適用されない。難病は、総じて制度整備が遅れていると言える。



大分類「暮らし」で述べたが、ボランティア団体がゴミ屋敷の清掃を協力できるようになった。その他、自治会や地域住民による子どもの居場所がえられるなど、インフォーマルな資源の開発が少しずつ見られる。瑞穂市においても共生社会に向けた取り組みが芽吹き始めている。

大分類「家族」

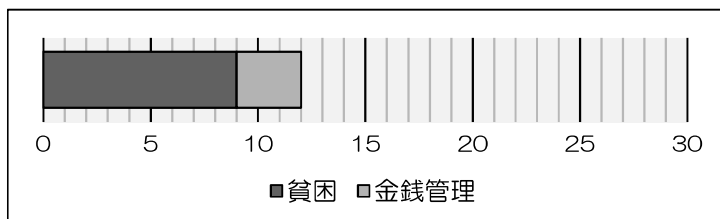
大分類「暮らし」で述べたように、家族間の共依存がひきこもり状態の障害者を許容するため、家族の高齢、疾病をきっかけに、危機的状態となる事例が目立つ。前回の分析では、家族間の共依存は強固な強度行動障害



の要因としたが、今回、ひきこもり状態の要因ともなり得ることに気づいた。そして、障害者のひきこもり状態は生命の危機的状況につながる、非常に懸念すべき問題であることを覚えておかななくてはならない。その他の家族間の共依存には、祖父母に依存する父母、障害者同士の養子縁組、婚約を繰り返す愛着障害などがあつた。

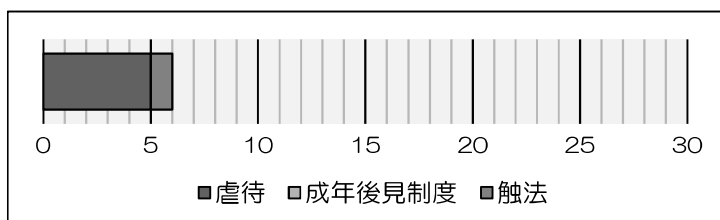
大分類「経済」

親が精神障害、発達障害の子どもの事例では、収入が少ない、出費が多いなどに該当するが多い。瑞穂市では生活困窮者自立支援事業や、日常生活自立支援事業とのスムーズな連携がなされており、事例に経済的な問題が発覚した際は、速やかに支援者ネットワークへ組み込むことができる。逆に、生活困窮者自立支援事業などから障害福祉へのアウトリーチもある。事例がこの項目に該当しても、一種の安心感があり、瑞穂市の強みである。



大分類「権利擁護」

高齢化に伴い現役世代の祖父母が増えたこと、祖父母と父母の一種の共依存関係が存在することにより、親が親に頼りすぎる、父母のネグレクト傾向が発生する事例もあった。親の養育能力の低下は、将来の祖父母不在時に不安要因となる。預かりニーズの高まりの背景には核家族化が要因のひとつと考えられてきたが、この高齢化は言わば対極といえる要因である。

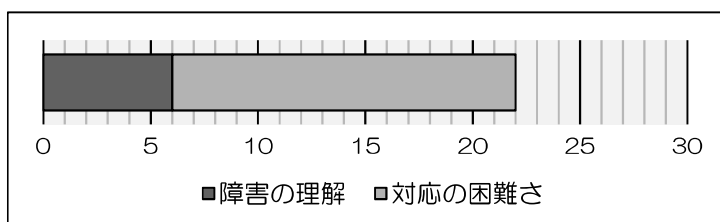


知的障害を持ちながら判定を受けずに中高年となり、生活困窮者のため障害年金を受給開始した事例では、家族から金銭搾取を受けていた。その他、障害者同士の養子縁組の事例では、養父がそれぞれの障害年金を集約するなどしていた。家族において立場の弱い障害者は、養護者などから障害年金を搾取される場合が多く見られる。また、それを当てにする家族が、障害者の家族からの独立を反対することもある。

点数は、ほぼ全てが課題「養護者からの虐待」であった。

大分類「障害特性」

愛着障害の事例の支援困難さについて、深く検討した。幼少期の虐待などを原因として愛着形成に問題があり、その行動の背景には見捨てられ不安が強い。満たすために同じことを繰り返すが、充足感に乏しい。このため

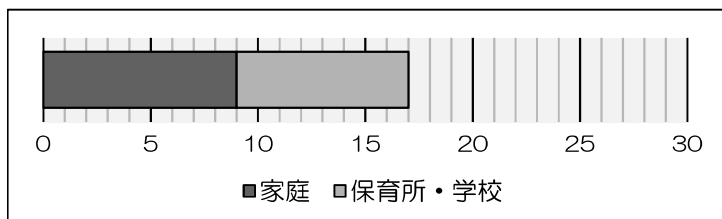


関係性を求めて次々と周囲を巻き込み、その環境が崩壊する。治療的なプログラムもなく、自身と周囲は破滅的な状況へ向かい、緊急支援の必要が生じる場合もある。生活の状況を是正する優先度が低いため、動機に乏しく支援拒否がある。支援者側が消耗しないよう、多機関連携が必須である。事例では愛着障害を含めたコミュニティに対し、相談支援部会の相談支援専門員だけでも4人関わっている。

大分類「障害特性」に該当する事例は、支援者側の疲弊を招く。親が精神障害の子ども、ひきこもり状態の障害者、緊急搬送を繰り返す障害者などの事例が該当した。支援者側の負担を分散させ、ひとりで抱え込まず、消耗しないスキルが求められる。

大分類「子ども」

瑞穂市は、待機児童解消を標榜し、平成30年頃からは待機児童ゼロをほぼ達成している。ところが、障害の診断を受けた子どもを対象に配置される加配保育士は明らかに不足しており、保育所における障害児保育に



困難が生じている。待機児童解消のため障害児を受け入れはするものの、その障害特性に対応する加配保育士の不足により、保育所のキャパシティを超えている。そして、そのキャパシティ超過の解消のために、近年増加している児童発達支援事業所の利用を勧める事態が散見され、それにより発生する問題の事例が複数見られた。

これまで、瑞穂市の福祉型児童発達支援の利用のニーズは、ほぼ全てをもとす広域連合幼児療育センターが担ってきた。同事業所では、例えば午前を保育所、午後を同事業所というように保育所と併用させ、さらに家族も参加させて関わり方を指導するなど努めてきた。しかし、近年増加している児童発達支援事業所については、主に保育所の代替を求められるため、本来の児童発達支援の目的としての利用にならない。本来の目的とは、保育所は預かり、保育であり、児童発達支援は療育である。預かりが不足するため、療育の支給量を増やすことになり、放課後等デイサービスでも見受けられた問題が、就学前の時期にも発生している。

急増する児童発達支援事業所を多数併用を希望する事例も多い。相談先が複数となり、相反するような助言の場合に親が混乱する。また親がそうであるように子どもも混乱する。週1回ずつの多事業所併用より、週数回の1事業所利用の方が力がつく。

保育所のキャパシティ超過については、支援の必要な子ども以外にも、外国人の子ども、クレームなど対応に苦慮する親が増加したことも要因と考えられる。外国人の子どもに対する居場所の問題、日本語教育の問題、親に対する相談時の言語の問題、貧困、就労の問題などの事例があった。

クレームなど対応に苦慮する親の背景には、親自身が発達障害、精神障害を伴うことがあり、支援が困難な事例も散見された。

また、親が精神障害、子どもが知的障害であり、子どもが就労に向けた準備をゴミ屋敷、生活の乱れ、不登校など劣悪な家庭環境のためできず、貧困スパイラルが懸念される事例もあった。

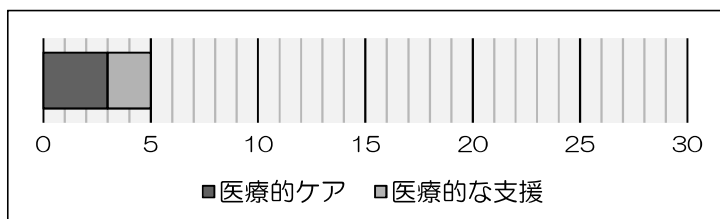
高齢化に伴い現役世代の祖父母が増えたこと、祖父母と父母の一種の共依存関係が存在することにより、親が親に頼りすぎる、父母のネグレクト傾向が発生する事例もあった。親の養育能力の低下は、将来の祖父母不在時に不安要因となる。預かりニーズの高まりの背景には核家族化が要因のひとつと考えられてきたが、この高齢化は言わば対極といえる要因である。

瑞穂市は、近隣市町の児童館のような資源がほぼない。子育て資源の不足が預かりニーズを高め、社会的包摂の喪失を招いている。共生社会を目指した資源整備が、フォーマル、インフォーマルの形態に限らず求められる。

その他、児童擁護施設からの地域移行が失敗する事例があった。愛着障害を伴う場合も多く、支援を困難にしている。

大分類「医療」

痙攣発作、緊急搬送、入院不可で帰宅を高頻度で繰り返す事例があった。痙攣発作に際し知識のない家族は助けを求める思いで119番するが、病院は入院できないとして帰す。これを多い時は日に複数回繰り返した。家族は相談先がないため119番するが、病院はただ帰すだった。まず、家族には相談先の周知が必要である。一般に、医療が全てであるとする人は多い。



そして、病院にも相談先を周知する必要がある。最終的に危険な状態となったため、安直に帰したことは誤りであった。入院できず医療としてできないのであれば、福祉を活用すべきである。福祉が介入すれば、訴えを繰り返す意味を探り、家族の説明の不備を補足するなどの支援ができる。

また、退院時期が近づいてからの退院カンファレンスにて、初めて障害福祉事業所にコンタクトされることもある。医療ソーシャルワーカーには、介護保険の知識はあるが、障害福祉サービスは疎い場合もあり、例えば、障害者手帳の取得がなされていないにも関わらず、退院日を優先させることもあった。

その他、障害福祉事業所からの情報提供により、医療側が退院カンファレンスにて新しい知見を得るような場面もあり、入院時に情報共有の場があれば、効果的な治療やリハビリ方針を立てられた、と思うようなこともある。地域連携室との連携は重要である。

考察

前述したように、障害福祉制度の周知が必要なことは明らかである。しかし、対応する行政職員が2、3人といった少数のため、周知後の問い合わせ、申請、調整などに対応できない。周知したいが人材不足のため困難というジレンマが、問題の本質と思われる。この問題の本質を解決せずに周知したとしても、対応できなければ意味はなく、行政のキャパシティを考慮した方法が必要だ。

とはいえ、できないからしないでは、事例のような生命の危機にある障害者を救えない。例えば介護保険は周知されているが、障害福祉はされていない。介護保険は保険料の支払いもあるだろうが、地域包括支援センターが実施する啓発事業も作用していると思われる。障害福祉制度では無報酬となるが、講演会やセミナーなどの草の根の啓発活動を行い、事例のように民生委員や地域住民からつながられるよう、積極的に取り組んでいきたい。

支援対象が複数存在したり、対応が困難であるような場合は、事例のように複数の相談支援専門員や多機関連携で取り組み、効果的な支援はもちろんのこと、支援者の負担を分散させ、疲弊し消耗しないように注意したい。

放課後等デイサービスに係る実態調査プロジェクトチームの取り組みが開始したところではあるが、児童発達支援に、同様に居場所の問題が発生している。子どもの居場所は横断的な問題であることを念頭に、まずは放課後等デイサービスに係る実態調査プロジェクトチームの取り組みを補助し、結果がでるように努めたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の相談支援部会の開催頻度は減少した。オンラインでの開催の可否について再度検討したい。

大 分 類		小 分 類		課 題	
くらし	23	居住	20	障害特性に適した暮らしの場の確保	6
				居住系事業の不足・人材不足	1
				不衛生、ゴミ屋敷等の環境の問題	4
				介護者亡き後の支援	5
				緊急時の支援	4
				その他	0
		地域移行	3	精神科病院からの地域移行	2
				入所施設からの地域移行	1
				矯正施設からの地域移行	0
				その他	0
日中活動	9	サービス	4	サービス事業所の不足	1
				サービスの質	2
				人材不足	1
				その他	0
		就労	5	家族の介護と仕事の両立ができない	0
				就労の場の確保	2
				本人に見合った就労支援	3
				その他	0
余暇社会参加	7	フォーマル	3	外出支援が十分に受けられない	1
				行動援護サービスの不足	0
				その他	2
		インフォーマル	4	ボランティアが少ない	1
				活動の場がない	3
				その他	0
家族	20	介護負担	5	行動の問題による介護負担	1
				家族の疾病、障害による介護負担	3
				高齢による介護負担	1
				その他	0
		家族関係	15	家族の介護能力が低い	4
				家族関係が悪い	1
				家族間の共依存	5
				家族が支援を拒否する	2
				身寄りがない、家族と疎遠	3
				その他	0
経済	12	貧困	9	収入が少ない	7
				出費が多い	2
				その他	0
		金銭管理	3	浪費	2
				借金	1
				金銭管理を支援する資源が不足している	0
				その他	0

大 分 類		小 分 類		課 題	
権利擁護	6	虐待	5	養護者からの虐待	5
				サービス事業者からの虐待	0
				使用者からの虐待	0
				一時保護施設がない	0
				その他	0
		成年後見制度	0	制度が活用されていない	0
				報酬の問題	0
				その他	0
		触法	1	偏見	0
				類犯防止	1
				その他	0
障害特性	22	障害の理解	6	本人に病識がない	2
				家族の理解が不十分	3
				支援者の理解が不十分	1
				地域住民の理解が不十分	0
				その他	0
		対応の困難さ	16	緊急対応が必要	3
				意欲の低下	1
				支援・介護拒否	3
				支援者の連携ができていない	2
				健康管理ができない	4
				対人関係の問題	3
				その他	0
子ども	17	家庭	9	家族の障害理解が不十分	3
				家族関係が悪い	1
				養育能力が低い	4
				その他	1
		保育所・学校	8	支援者の理解が不十分	0
				学校生活上の悩み	1
				進路	2
				不登校	2
				連携が困難	2
				児童養護施設からの地域移行	1
				その他	0
医療	5	医療的ケア	3	人材の不足	0
				受け入れ先の不足	1
				医療機関との連携	2
				その他	0
		医療的な支援	2	未受診	0
				服薬管理	2
				その他	0